「高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】（案）」に係る意見公募に寄せられたご意見に対する考え方

「高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】（案）」を策定するにあたり、平成２８年３月２５日（金）から４月２３日（土）まで、県民の皆さまからのご意見を募集したところ、２団体から２３件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とご意見に対する考え方について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

ご意見をお寄せいただいた皆さまに厚くお礼申しあげます。

* 高知江の口養護学校

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 意見の概要 | 基本的な考え方・対応策 |
| １ | Ⅲ１（３）①－イ  「ＩＣＴ環境の整備」 | 電子黒板等については、2016年度（今後）１台購入が予定されていますが、推進するのであれば、引き続き情報機器を充実させる必要があります。  訪問教育で活用する場合、病院とのセキュリティーの違いが懸念されます。そのため、それらのネットワークの構築ができる人材も必要となります。  慢性疾患や不登校等で登校できない児童生徒への教育保障の点では、通信による教育も活用が期待されます。そのため、家庭の環境整備、専門性をもった人材の確保が必要となります。 | ＩＣＴ環境の整備は、それぞれの児童生徒の障害の状態を踏まえると、大変有効な支援ツールの一つであり、順次整備していく予定です。また、活用の促進に関しては、今年度から、ＩＣＴ機器に関する専門的な知識や経験を有する外部専門家と学校が連携・協力し、ＩＣＴ機器の活用について研究を進めるため、合理的配慮協力員（ＩＣＴ支援員）を学校に派遣する事業を実施しています。この事業の成果と課題を踏まえて、今後の人材育成について検討してまいります。また、学校においても、この事業を活用した研修や校内体制の整備を行い、教員の活用スキルなど、専門性の向上を図ることができるよう支援してまいります。 |
| ２ | Ⅲ１（３）①－エ  「副籍制度」 | 制度として必要であると考えます。具体的な運用計画を示す必要があります。 | 現在、「副籍制度」と「支援籍制度」については、以下のように整理しています。  ・「副籍制度」：特別支援学校の児童生徒が小・中学校等にも籍を置き、小・中学校等で授業を受けることを可能にする制度。  ・「支援籍制度」：小・中学校等で特別な教育的ニーズのある子どもが、在籍する学校以外に籍を置き必要な学習を受けることを可能にする制度。  　インクルーシブ教育システムの構築のために、両制度とも必要な支援を必要な場所で柔軟に受けることができるようにするものです。両制度の実現に向け、特に支援籍制度については、通級による指導と関連させた仕組みの構築が必要となるため、居住地校交流学習や現在実施されている小･中学校における通級による指導の実績などを踏まえ、本県の実態に応じた制度となるよう、今後検討を進めてまいります。 |
| ３ | Ⅲ１（３）【⑤－イ】  「支援籍制度の導入」 | 地域の特別支援教育の専門機関として、学校が保有する情報を小中学校に提供することができるため、支援籍制度を導入することは必要であると考えます。この制度を充実させるためにも教員数の確保が必要です。 |
| ４ | Ⅲ１（３）【②－ア】  「単位制の導入や通信による指導」 | 江の口養護学校の現状から必要であると考えます。しかし、現在の教員数で対応できるものではないため、充実した学習が保障できるよう、教員数の確保が必要です。 | 単位制の導入や通信による指導の併用は、生徒の病状に応じた柔軟な学習スタイルでの単位取得を可能とするものとして大変有効であると考えますので、今後具体的に検討してまいります。 |
| ５ | Ⅲ１（３）【②－イ】  「職業コースの設置」 | 保護者からのニーズもあるため必要であると考えますが、現在の心身症を伴う生徒が多く在籍している実態も考慮し、将来的に長期に働ける職種であることが求められます。また、職業コースを作るのであれば、教育課程を見直し、ニーズに応じた手立てが必要です。具体的なコースを示す必要があります。 | 現在検討している職業コースは、特定の職業に特化したものではなく、生徒の社会人・職業人としての自立を目指し、生徒一人一人の勤労観や職業観を育てるキャリア教育に重点をおいたものです。具体的な職種や教育課程については、就職を目指す生徒の実態や進路希望などに応じたものとなるよう、今後学校とともに検討を進めてまいります。 |
| ６ | Ⅲ１（３）【②－ウ】  「インターンシップ」 | 現在も現場（職場）実習を行っていますが、これまでの取組との違いを示す必要があります。 | インターンシップについては、職業の現場において、実際的な知識や技術・技能に触れた体験的な学習を行うことにより、学校での学習と職業の関係について生徒の理解を促進し、学習意欲を喚起することや、将来設計について自己の適性を考える機会となること、異世代との交流によるコミュニケーション能力の向上など高い教育効果が期待できるものとして位置づけています。  高知江の口養護学校においては、これまでも職場体験や職場実習を教育活動の一環として実施してきましたが、今後は、職業コースを選択する生徒については、教育課程に明確に位置づけ、計画的に実施し、充実を図ってまいります。 |
| ７ | Ⅲ１（３）【③－ア】  「看護師の配置」 | 子どもや保護者、教職員の不安のないよう必要な人数を配置する必要があります。 | 移転する学校が病院に隣接する立地でないことを踏まえ、慢性疾患の児童生徒の健康管理や、緊急時等に、医療面で専門的な判断や対応を可能とするために、児童生徒の実態に応じ看護師を配置することを検討いたします。併せて、児童生徒の健康管理や緊急時の対応について、日常的に学校と医療機関との連携が取れる体制を整備します。 |
| ８ | Ⅲ１（３）【④】  「南海トラフ地震への対応」 | 計画案で示された説明では安全だとは思えません。専門家を含めた第三者の見解を明記するべきです。 | 新築を予定している校舎は、現在の建築法の安全基準に合致したより耐震性の高い構造とする予定です。また、移転予定地の津波による浸水の最大の想定は３０㎝未満であり、長期浸水地域にはなっていないことから、建物のかさ上げで十分対応できると考えています。 |
| ９ | Ⅲ１（３）【⑤】  「センター的機能の充実」 | 「他の特別支援学校や相談機関と連携しながら」とありますが、今後は医療センターの院内学級との連携も必要です。 | 入院等のために学習空白が生じているケースの把握などのため、日頃から医療機関や相談機関、ご指摘の院内学級を含めた小･中学校等とのネットワークづくりを進めてまいります。 |
| 10 | Ⅲ１（３）【⑤－ア】  「多様な教育的ニーズへの対応」 | 現在も教育相談派遣事業等を活用し、小中学校や高等学校からの相談に応じていますが、現在の人数では十分に対応することは困難であるため、専門性のある人材の確保が必要です。 | 現在、高知江の口養護学校には、センター的機能に対応するための教育相談担当教員を１名配置していますが、今後の相談件数や小･中学校等への支援件数等の推移を見ながら必要な体制の充実を図ってまいります。また、地域支援を担う人材の確保については、学校における支援体制の整備による後継者の育成や、外部研修への派遣などにより、計画的な人材育成を進めてまいります。 |
| 11 | Ⅲ１（３）【⑥－ア】  「通学支援」 | 移転先を考えると、現在の場所に比べ通学が不便になることが予想されるため、ニーズに応じた通学支援としてのスクールバスの確保は必要です。また、通学生の通学にも対応できる運用が求められます。 | 寄宿舎生が病状等により自力で通学できない場合が想定されることから、スクールバスの運行を検討しています。その他の通学生の通学支援についても、今後検討していかなければならない課題であると考えています。 |
| 12 | Ⅲ１（４）【①－イ】  「移転整備」 | ・学校が移転した場合、敷地内に新たな校舎を建築する必要があります。  ・公共の運動施設の活用が書かれていますが、特にプールに関しては体育の時間に確実に使用できるのか懸念されます。学校としてプールを作らないのであれば、教育が保障されるような措置が必要です。  ・学校が移転する場合、南海トラフ地震への備えとして、給食、舎食について自校方式にするべきです。 | 移転先においては、必要な教室や新たな機能に対応するスペース、厨房・食堂などを新たに確保することのできる校舎の建築を計画しています。  プールの使用については、隣接する公営プールの活用を想定しています。施設管理者の了解のもと、学校として時間割を調整し、最大限授業時数を確保することに努めます。  また、給食については、校舎内に厨房と食堂を設け、自校方式で提供する予定です。舎食についても、今後適切な方法を検討してまいります。 |

◎高知江の口養護学校　寄宿舎

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 意見の概要 | 基本的な考え方・対応策 |
| 13 | Ⅲ１（４）【②－オ】  「グループホーム的な機能」 | ・「グループホーム的な機能」が曖昧で分かりにくいです。責任感や社会性を育むためとありますが、寄宿舎生の卒業後の生活としてグループホームを想定して、スムーズな移行を考えているのか、あるいは、グループホーム的な寄宿舎生活を経て単身生活ができるように支援するためなのでしょうか。これまでとは違った寄宿舎運営や期待される教育内容や配慮事項などを考えているのであれば、具体的に示す必要があります。  ・グループホームは世話人などの職員が少ないイメージがあります。「グループホーム的な機能」という曖昧な位置づけで、寄宿舎指導員ほか、関係職員の人員配置を削減しようとしているのではないでしょうか。寄宿舎生の実態や寄宿舎指導員の意見などをしっかりとふまえた人員配置を保障する必要があります。 | 寄宿舎は、児童生徒にとって、通学保障や、集団生活により自立に必要な生活力や社会性を育成する場としての役割を担っています。これに加えて、現在検討している寄宿舎では、「グループホーム」での支援を参考に、小規模であることの利点を生かし、寄宿舎指導員の見守りのもと、寄宿舎生が自己決定して生活する場面を増やし、自己責任や自己管理能力を高めることができるよう、より一人一人に応じた支援を行うことができる場としての役割を考えています。そのための指導の方策や配慮事項などについて、今後学校や寄宿舎と連携し、充実したものとなるよう検討してまいります。  　寄宿舎指導員や関係職員の配置については、寄宿舎生の安全・安心を第一に効果的な支援が行えるよう人員を確保し、必要な人数の配置にこれまで同様努めてまいります。 |
| 14 | Ⅲ１（４）【②－オ】  「れいめい寮との関係」 | ・同一敷地内に盲学校寄宿舎「れいめい寮」もあり、駐車場のスペース確保については、十分なゆとりが必要です。常勤及び非常勤寄宿舎指導員、管理人、調理員、帰省・帰舎時の保護者送迎など、両寄宿舎に出入りする車の状況を考慮してスペースを確保する必要があります。特に「れいめい寮」は点字ブロックが敷設されているので、点字ブロック上に駐車するようなことがないように注意が必要です。  ・「れいめい寮」との交流などは教育的な意義がとても大きいと思いますが、単に寄宿舎が同一敷地内だからできるだろうと安易に考えず、交流がしやすい雰囲気づくりを日頃から学校同士が協力して、相互理解して進めていく必要があります。交流を効果的にすすめるために、寮務主任や寄宿舎指導員任せにして、自分達で考えてやって下さいということがないようにすることが必要です。  ・自活訓練棟を取り壊して寄宿舎を建築する計画のようですが、現在も年間数回は自活訓練棟の利用があります。宿泊費用がかからないという点で活用されていると考えられますが、今後、誰もが使いやすいバリアフリー対応の自活訓練棟に代わるものが必要です。 | 寄宿舎敷地内への車の乗り入れや駐車については、視覚障害や病弱の児童生徒が生活していることを考慮し、安全面を最大限考慮した建物、駐車スペース、通路などの配置を検討いたします。  　また、両寄宿舎の交流については、異なる障害種の児童生徒が触れ合う機会となることや、異年齢集団での活動ができるなどの教育的な意義を踏まえ、両寄宿舎が緊密に連携し、寄宿舎生の実態に応じた計画的な取組とすることが重要です。そのためには、ご指摘のあった両校の相互理解や協力体制づくり、具体的な交流の在り方などについて、今後、両校及び寄宿舎とともにしっかりと検討を進めてまいります。  自活訓練棟については、利用件数が年間に２～４件と非常に少ない状況が続いています。近年多くの学校は、学校の近隣で利便性が良い、バリアフリー化されている、特別食への対応ができるなどの理由で、青少年の家などの公共施設や、民間の宿泊施設、又は自校にある生活訓練室等を活用した宿泊学習を実施しており、自活訓練棟に対するニーズは少なくなっているのが現状です。また費用についても、就学奨励費の対象となるため、上記の自活訓練棟以外の施設を利用することで、これまで同様の宿泊学習等の実施が可能と考えています。 |
| 15 | Ⅲ１（４）【②－オ】  「災害時・緊急時の対応」 | 学校から離れているだけに、災害時・緊急時の対応が十分に行えるか心配です。特に夜間は勤務者が少なく、救急対応が発生した場合などは応援が必要です。学校と離れていることを考慮した災害対策マニュアルや手立てについて検討が必要です。近隣には確かに夜間急患センターなどもありますが、そうした施設があるというだけで安心なわけではありません。夜間に職員がやむなく舎生をタクシーなどで病院へ連れていく必要が出たときなど、想定されるケースに応じた対策を示す必要があります。 | 災害時及び緊急時の対応に関しては、様々な事態を想定した具体的な対応マニュアルを整備し、避難訓練や研修などに計画的に取り組むこと、また、夕方から夜間においては、盲学校やれいめい寮と連携するための体制づくりなどを、学校とともに確実に進めてまいります。 |
| 16 | Ⅲ１（４）【②－オ】  「施設設備」 | 舎生にとっては家庭的な雰囲気で生活がしやすく、職員にとっても働きやすい環境であること、男女のプライバシーが守られるとともに、個人のプライバシーにも配慮することが必要です。舎生の実態に合った個室、娯楽室、学習室、その他生活に必要な設備の整備や、職員用の事務スペース、休憩室、宿直に必要な設備などを整備する必要があります。 | 検討委員会においても、個人のプライバシーを考慮することや、集団生活で得られる利点の両方を検討することが必要との意見がありました。設計にあたり、ご意見を参考にして、よりよい環境整備となるよう検討を進めてまいります。 |
| 17 | Ⅲ１（４）【②－オ】  「入舎基準」 | 状況に応じては、慢性疾患の子どもたちが寄宿舎を利用する場合も考えられます。医療的ケアへの対応、入舎基準を示す必要があります。 | 慢性疾患の児童生徒の寄宿舎入舎は、本人の病状や生活規制などについて、主治医等の意見を参考に慎重に判断する必要があります。そのうえで、生活リズムの確立や集団生活の経験を必要とする児童生徒については、学校長の判断で入舎を認める必要もあると考えます。  寄宿舎生活の中で必要となる医療的な対応については、近隣の病院との連携の体制や、緊急時の対応マニュアルを整備することが必要となりますので、今後、学校とともに検討してまいります。 |
| 18 | 移転先 | 学校と寄宿舎を離れた場所に移転するという案であるが、本組合分会からは、「高知江の口養護学校の実態や取り組み等々、併設しているからこそできることが多くあります。本校は学校と舎の壁がなく、学校全体で通学生や舎生の一人一人の支援につなげています。」との報告がある。  学校現場のこれまでの取り組み等も考慮し、真に児童生徒のためとなる移転先を考慮されたい。 | 学校と寄宿舎の連携の仕方を工夫することや、盲学校やれいめい寮との連携、協力体制を作るなど、新たな視点から効果的な取組ができるよう、今後、学校を中心に検討を進めてまいります。  　移転先については、南海トラフ地震への対応や教育環境条件の整備、医療機関との連携など、めざす学校像・寄宿舎像の実現のために、最も適切な場所を選定していることをご理解ください。 |

* 高知大学医学部附属病院分校

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 意見の概要 | 基本的な考え方・対応策 |
| １ | 【（１）】  「ＩＣＴ環境の整備・充実」 | ＩＣＴの活用について書かれていますが、病院内の分校のため導入の条件に制限があります。病院内の分校の条件に合わせたものにする必要があります。また、具体的に病院と話をすすめる必要があります。 | 分校の学習環境に応じた取組として、デジタル教科書の活用や、テレビ会議システムの活用による遠隔授業などが考えられます。ご意見のように病院内の分校の条件に合せたものにする必要があるため、今後、高知大学医学部附属病院の協力を得てＩＣＴ環境の整備ができるよう検討を進めてまいります。 |
| ２ | 【（３）－②】  「医療機関との連携」 | 個々の病状に応じて、主治医と近隣病院との連携を密にする必要があります。具体的な手立てを示す必要があります。 | 【（３）－②】では、高知大学医学部附属病院以外の病院に入院している児童生徒の情報を把握し、適切な教育対応や支援につなげることができるよう、分校のセンター的機能としてネットワークづくりを進めることや、コーディネート機能を発揮することについて記載したものであることをご理解ください。 |
| ３ | 【（３）－②】  「訪問教育」 | 今ある訪問教育との違いがわかりません。「必要に応じて訪問教育を行います」とありますが、インクルーシブ教育の視点から見ても、副籍制度なども活用し、地域の在籍校が訪問教育の役割を担うべきと考えます。 | 高知市及びその周辺の病院に入院している児童生徒の訪問教育は、これまで高知江の口養護学校本校が担ってきましたが、再編後は、上記２に示したコーディネート機能をもつ分校を実施校とする計画です。この計画により、入院のため学習空白が生じ訪問教育を希望する場合、速やかに対応することが可能となります。  　また、現在小・中学校には訪問教育の制度はなく、訪問教育を希望する場合は、特別支援学校に転校する必要がありますが、将来的には支援籍制度を活用することにより、小・中学校に在籍したままで特別支援学校からの訪問教育を受けることができるなど柔軟な対応が可能になると考えています。 |

（国立高知病院分校〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 意見の概要 | 基本的な考え方・対応策 |
| １ | 【（３）－①】  「再編」 | ・学校が変わる大きな事案です。児童生徒、保護者への説明もまったくないままこのような計画が出されるべきではありません。また、教職員への説明も不十分です。今後、これまでの経過も含め、丁寧に説明していく必要があります。  ・病弱養護学校に再編するのではなく、病弱部門を充実させ、高等部生や慢性疾患の子どもたちを受け入れることを検討すべきです。  ・「病弱部門」に関しては一定説明がなされていますが、「肢体不自由部門」の今後のビジョンについても示す必要があります。  ・今後の国立高知病院分校の再編について国立高知病院との話をすすめる必要があります。 | 計画では、国立高知病院分校を病弱特別支援学校の分校に改編し、「病弱教育部門」と「肢体不自由部門」を設けることにしています。  「病弱教育部門」では、これまで分校が教育対応を行なってきた国立高知病院小児科病棟に入院している児童生徒に加えて、慢性疾患などで医療機関に隣接する学校で教育対応を行うことが適切な児童生徒が通学できる学校として拡充し、併せて高知大学医学部附属病院分校と同様、近隣病院への訪問教育の実施校とすることにしています。医療機関に隣接しているメリットを活かし、より児童生徒の病状に応じた専門的な対応を行うとともに、小・中学校や地域の医療機関・相談機関等とのネットワークづくりや教育対応に関するコーディネートなどのセンター的役割を担う学校として整備するため、病弱特別支援学校の分校に改編することにしました。慢性疾患の通学生の受入れにあたっては、国立高知病院とより一層の連携を図り、協力を得ることが必要となりますので、今後必要な説明や協議を行ってまいります。  また、「肢体不自由教育部門」については、これまでと同様、隣接する国立高知病院重症心身障害病棟に入所している児童生徒及び日常的な医療的ケアが必要な児童生徒が通学できる学校という位置づけに変更はありません。今後とも、国立高知病院や他の肢体不自由特別支援学校とも連携し、障害の重いお子さんが安全・安心な教育環境のもと、より専門的な教育を受けることができるよう必要な条件整備を行ってまいります。  今回の再編計画について、国立高知病院分校に在籍している児童生徒の保護者等には説明会を実施しておりますが、なお、さらにご理解をいただけるよう努めてまいります。 |
| ２ | 【（３）－②】  「ＩＣＴ機器を活用した指導の充実」 | ・充実をめざすのであれば、施設・設備の整備が必要です。  ・授業の充実をめざすのであれば、専門的な人材の育成や、人員の確保が必要です。 | ＩＣＴ環境の整備は、それぞれの児童生徒の障害の状態を踏まえると、大変有効な支援ツールの一つであり、順次整備していく予定です。また、活用の促進に関しては、今年度から、ＩＣＴ機器に関する専門的な知識や経験を有する外部専門家と学校が連携・協力し、ＩＣＴ機器の活用について研究を進めるため、合理的配慮協力員（ＩＣＴ支援員）を学校に派遣する事業を実施しています。この事業の成果と課題を踏まえて、今後の人材育成について検討してまいります。また、学校においても、この事業を活用した研修や校内体制の整備を行い、教員の活用スキルなど、専門性の向上を図ることができるよう支援してまいります。 |